

項 目	控 除 額																																											
生 命 保 険 料 控 除	①平成24年1月1日以後に締結した保険契約の場合(新契約) 一般の生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料をそれぞれ次の式に当てはめて計算した金額の合計額(限度額70,000円) 支払った金額が 12,000円以下・・・支払った金額 32,000円以下・・・支払った金額×1/2+6,000円 32,000円を超える場合・・・支払った金額×1/4+14,000円(限度額28,000円) ②平成23年12月31日以前に締結した保険契約の場合(旧契約) 一般の生命保険料及び個人年金保険料をそれぞれ次の式に当てはめて計算した金額の合計額(限度額70,000円) 支払った金額が 15,000円以下・・・支払った金額 40,000円以下・・・支払った金額×1/2+7,500円 40,000円を超える場合・・・支払った金額×1/4+17,500円(限度額35,000円) ③①と②の両方で控除の適用を受ける場合 一般生命保険料及び個人年金保険料の控除額は、それぞれ①②の控除額の合計額(一般生命保険料の限度額28,000円、個人年金保険料の限度額28,000円) ただし、それぞれ、②の控除額が28,000円を超える場合は、②の控除額 介護医療保険料を含めた全体の控除額の限度額は70,000円																																											
地 震 保 険 料 控 除	①地震保険料のみの場合 支払った保険料の額×1/2(限度額25,000円) ②旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結したもの)のみの場合 支払った保険料のうち、5,000円までの部分全額+5,000円を超える部分の額の1/2(限度額10,000円) ③①と②の両方ある場合 ①と②の控除額の合計額(限度額25,000円)																																											
障 が い 者 控 除	26万円(特別障がい者は30万円、ただし同居を常況としている特別障がい者は53万円)																																											
寡 婦 控 除	26万円(合計所得金額が500万円以下の場合)																																											
ひ と り 親 控 除	30万円(合計所得金額が500万円以下の場合)																																											
勤 労 学 生 控 除	26万円(合計所得金額が85万円以下で、給与所得等以外の所得金額が10万円以下の場合)																																											
配 偶 者 控 除	配偶者控除の控除額 <table><tr><th rowspan="2">配偶者の合計所得金額 58万円以下</th><th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>一般の配偶者 (特別障がい者で、同居を常況としている配偶者を含む)</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>老人控除対象の配偶者 (その年12月31日現在の年齢が70歳以上の配偶者)</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table> ※合計所得金額が1,000万円を超える納税者は、配偶者控除の適用を受けることはできません。	配偶者の合計所得金額 58万円以下	納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般の配偶者 (特別障がい者で、同居を常況としている配偶者を含む)	33万円	22万円	11万円	老人控除対象の配偶者 (その年12月31日現在の年齢が70歳以上の配偶者)	38万円	26万円	13万円																												
配偶者の合計所得金額 58万円以下	納税者本人の合計所得金額																																											
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																									
一般の配偶者 (特別障がい者で、同居を常況としている配偶者を含む)	33万円	22万円	11万円																																									
老人控除対象の配偶者 (その年12月31日現在の年齢が70歳以上の配偶者)	38万円	26万円	13万円																																									
配 偶 者 特 別 控 除	配偶者特別控除の控除額 <table><tr><th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>58万円超100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>100万円超105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>105万円超110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>110万円超115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>115万円超120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>125万円超130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>130万円超133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr><tr><td>133万円超</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr></table> ※合計所得金額が1,000万円を超える納税者は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	133万円超	0円	0円	0円
配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額																																											
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																									
58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																																									
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円																																									
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																																									
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																																									
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																																									
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																									
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																									
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																									
133万円超	0円	0円	0円																																									

項 目	控 除 額			
扶 養 控 除	扶養親族がいる場合(扶養親族の合計所得が58万円以下の場合)			
	16歳以上の扶養親族(同居を常況としている特別障がい者を含む) 1人につき …… 33万円			
	ただし、			
	・上記扶養親族が19歳以上23歳未満の場合 …………… 45万円			
	・上記扶養親族が70歳以上の場合 …………… 38万円			
特 定 親 族 特 別 控 除	・上記扶養親族が同居を常況としている70歳以上の直系尊属の場合 …………… 45万円			
	特定親族を有する場合(生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除き、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。))で控除対象扶養親族に該当しないもの)			
	特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額
	58万円超 95万円以下	45万円	110万円超 115万円以下	11万円
	95万円超 100万円以下	41万円	115万円超 120万円以下	6万円
	100万円超 105万円以下	31万円	120万円超 123万円以下	3万円
	105万円超 110万円以下	21万円		
基 礎 控 除	合計所得金額が、			
	・ 2,400万円以下の場合、43万円			
	・ 2,400万円を超え、2,450万円以下の場合、29万円			
	・ 2,450万円を超え、2,500万円以下の場合、15万円			

税額控除

項 目	内 容
調 整 控 除	税源移譲に伴い、所得税と住民税の人的控除の差額により生じる負担増を調整するものです(合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません)。 〈控除額〉 ①個人住民税の課税所得が200万円以下の場合 下記イ、ロのいずれか少ない額×5%(県民税2%、市町村民税3%(注1)) イ・・・5万円と人的控除差額の合計額 ロ・・・個人住民税の課税所得金額 ②個人住民税の課税所得が200万円超の場合 {5万円と人的控除差額の合計額－(課税所得金額－200万円)}×5%(県民税2%、市町村民税3%(注1)) ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円(県民税1,000円、市町村民税1,500円) (注1)指定都市在住者の場合 県民税1%、市民税4%
寄 附 金 税 額 控 除 (12ページ参照)	福岡県共同募金会、日本赤十字社福岡県支部、都道府県、市区町村及び所得税で控除される寄附金のうち県・市町村が条列で定めたものに対する寄附金を支出した場合に一定の額が控除されます。 〈控除額〉 ①基本控除額 (寄附金額－2千円)×10%(県民税4%、市町村民税6%(注2)) ただし、寄附金額は総所得金額の30%が上限 (注2)指定都市在住者の場合 県民税2%、市民税8% ②特例控除額 地方団体に対する寄附金(ふるさと納税として総務大臣の指定を受けた団体に対する寄附金)の場合、住民税の所得割額(調整控除後)の2割を上限として①に下記を加算 (寄附金額－2千円)×{90%－(0～45%(注3))×1.021} (注3)0～45%は、寄附者に適用された所得税の限界税率 所得税の税率は、課税所得に応じて決められています。 (平成27年分から、課税所得195万円以下は5%、195万円超330万円以下は10%…(略)…、1,800万円超4,000万円以下は40%、4,000万円超は45%) 例えば、課税所得が300万円の場合の所得税の限界税率は10%です。 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について 平成27年4月1日以後に行われる寄附について「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設され、控除に必要な確定申告が不要になりました。 適用を受けるためには、寄附先に手続きを行う必要があります。 なお、寄附者が確定申告を行った場合又は5団体を超える地方団体に対して寄附を行った場合は、適用されません。
配 当 控 除	株式の配当所得がある場合その金額に一定の率(県民税0.15%～1.2%、市町村民税0.2%～1.6%(注4))を乗じた額を控除できます。 ただし、一部控除できない配当があります。 (注4)指定都市在住者の場合 県民税0.07%～0.56%、市民税0.28%～2.24%
外 国 税 額 控 除	外国で得た所得について、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額が控除されます。
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除	源泉徴収済みの配当所得及び株式等譲渡所得を申告した場合に、他の所得と合算して所得割を課税するとともに、二重課税にならないように、配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。

項 目	内 容
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 (住宅ローン控除)	平成21年から令和12年12月末までに入居し、所得税において住宅借入金等特別控除を受け、所得税から控除しきれなかった額がある場合、翌年度の住民税から控除するものです。 〈控除額〉 下記①又は②のいずれか少ない額 ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額 ②前年分所得税の課税総所得金額の5%(県民税2%、市町村民税3%(注5)) ※最高 97,500 円 (県民税 39,000 円、市町村民税 58,500 円 (注 6)) ただし、平成26年4月から令和3年12月までの入居で当該住宅の取得に係る消費税率が8%又は10%の場合は、前年分所得税の課税総所得金額の7%(県民税2.8%、市町村民税4.2%(注7)) ※最高136,500円(県民税54,600円、市町村民税81,900円(注8)) (注5)指定都市在住者の場合 県民税1%、市民税4% (注6) // 県民税19,500円、市民税78,000円 (注7) // 県民税1.4%、市民税5.6% (注8) // 県民税27,300円、市民税109,200円

令和8年度の住民税(県民税・市町村民税)を計算してみましょう。

家族構成	納税者：正社員	令和7年の収入金額	5,000,000円
	配偶者：家庭内家事労働者(収入なし)	社会保険料	465,000円
	子：2人(高校3年生、中学3年生)	生命保険料(平成23年12月31日以前に契約)	80,000円

1 均等割額 県民税………1,500円(標準税率1,000円+森林環境税(県税)500円)
市町村民税…3,000円

2 所得割額 前年(令和7年)の収入金額 5,000,000円 — 給与所得控除(※1) 1,440,000円 — 所得控除(※2) 1,590,000円 = 課税所得金額 1,970,000円

県民税……… 課税所得金額 1,970,000円 × 税率 4% — 調整控除(※3) 3,000円 = 75,800円

市町村民税……… 課税所得金額 1,970,000円 × 税率 6% — 調整控除(※3) 4,500円 = 113,700円

(※1) 給与所得者については、必要経費に代わるものとして収入金額に応じて給与所得控除額が控除されます。

○給与所得控除の計算

5,000,000円×20%+440,000円=1,440,000円

(※2) 所得控除は、配偶者や扶養親族があるかどうかなど、納税者の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くことになっているものです。

○所得控除の計算

社会保険料控除 465,000円 基礎控除 430,000円 扶養控除 330,000円 } 1,590,000円
生命保険料控除 35,000円 配偶者控除 330,000円

(※3) 調整控除とは、税源移譲によって、所得税と住民税の税率構造を見直した結果、それぞれの人的控除の差により、所得税と住民税の合計額が増える分を減額することにより、税負担が変わらないようにするために設けられたものです。

所得税と住民税の人的控除差額等の合計額

基礎控除 50,000円 扶養控除 50,000円 } 150,000円 × 2%=3,000円(県民税)
配偶者控除 50,000円 3%=4,500円(市町村民税)

3 合計(均等割額+所得割額) 県民税……… 77,300円 } 住民税…194,000円
市町村民税…116,700円

※上記と併せて森林環境税(国税)(年額1,000円)が課税されます。

寄附金控除制度

対象となるのは、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県・市町村が条例で定める寄附金です。

所 得 税	個人住民税
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	[国は対象外] 都道府県、市区町村に対する寄附金
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの	日本赤十字社福岡県支部 福岡県共同募金会
3 特定公益増進法人に対する寄附金 ①独立行政法人、地方独立行政法人 ②特殊法人のうち政令に列挙されている法人 ③公益社団法人・公益財団法人(特例民法法人を含む) ④学校法人・準学校法人(私立学校法第64条の法人) ⑤社会福祉法人 ⑥更生保護法人	都道府県又は市区町村の条例で 寄附金控除の対象寄附金を規定
4 認定特定非営利活動法人等(認定NPO法人、特例認定NPO法人)への寄附金	
5 公益信託に対し支出した金銭	
6 政党等に対する政治活動に関する寄附金	[対象外]
7 特定新規中小会社により発行される特定新規株式を取得した払込み金額のうち一定の額	

※ 3については、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限りします。

※ 2及び3④については、学校の入学に関してした寄附金は除かれます。

※ 4については、当該法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連するものに限りします。(ただし、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)

※ 5については、福岡県知事の認可を受けた公益信託に対する支出及び当該信託の信託財産とするために支出した金銭に限りします。

※ 5の旧制度である「特定公益信託(一定の要件を満たす特定公益信託)に対し支出した金銭」については、令和10年3月31日まで対象となる経過措置があります。

●福岡県の条例で控除対象とされる寄附金は以下のものです。

ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの

イ 知事又は教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出するもの

ウ 県民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるもの



詳しくは、<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kifukin-shiteidantai.html> をご覧ください。

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度

公的年金受給者の方については、年金保険者（日本年金機構など）が住民税を年金から引き落として（特別徴収）市町村へ直接納入することとなっています。

●納める人

4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方

●対象となる税額

厚生年金、共済年金、企業年金などを含むすべての公的年金等に係る所得に対する所得割額及び均等割額です。給与等他の所得に係る税額は、年金から特別徴収されません。

●対象となる年金

老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等から特別徴収されます。障害年金・遺族年金からは特別徴収されません。

●徴収方法

【公的年金からの特別徴収の時期・対象税額】

	年金から引き落とし(特別徴収)					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度分の年税額の1/2に相当する額の1/3	前年度分の年税額の1/2に相当する額の1/3	前年度分の年税額の1/2に相当する額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3

【公的年金からの特別徴収を開始する年度における徴収】

	納付書で納める(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

県民税配当割

- 納める人…………… 特定配当等の支払を受ける人で、その支払を受けるべき日現在、県内に住所を有する個人
 ※源泉徴収選択口座内配当等の支払を受ける人の場合は、当該支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、県内に住所を有する個人。
 平成28年1月1日以降、特定公社債等の利子等についても県民税配当割の課税対象となります。

- 納める額…………… **支払を受けるべき配当等の額×5%**
 ※この他に、所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。

- 申告と納税…………… 配当等の支払をする者が配当等の支払の際に徴収し、翌月の10日までに申告と同時に納めることになっています。
 ※平成22年1月1日以降に支払を受ける源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割については、証券会社などが、源泉徴収選択口座内の年間分を一括して翌年の1月10日までに申告、納税します。

- 市町村への交付…… 県に納められた県民税配当割のうち、59.4%が県内の市町村に交付されます。

- その他…………… ◎確定申告は不要です。
 ◎確定申告をした場合には、県民税の所得割として課税(総合課税)され、所得割額から既に納めた配当割相当額が控除されます(平成21年1月1日以後に支払を受ける配当等について確定申告した場合は、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できます)。

県民税株式等譲渡所得割

- 納める人…………… 源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡により所得を得た人で、当該譲渡に係る対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、県内に住所を有する個人。
- 納める額…………… 源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡による所得の額×5%
※この他に、所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。
- 申告と納税…………… 証券会社などが、源泉徴収選択口座内の年間分を一括して翌年の1月10日までに申告、納税します。
- 市町村への交付…… 県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち、59.4%が県内の市町村に交付されます。
- その他…………… ◎確定申告は不要です。
◎確定申告をした場合には、県民税の所得割として課税(分離課税)され、所得割額から既に納めた株式等譲渡所得割相当額が控除されます。

法人の県民税

●納める人

均等割＋法人税割	・県内に事務所または事業所がある法人 ・法人でない団体または財団で、代表者または管理人の定めがあり、かつ収益事業を行っているもの
均等割のみ	・県内に事務所または事業所がない法人で、寮、宿泊所、クラブ等があるもの
法人税割のみ	・法人課税信託の引受を行うもの

●納める額

	法人の区分	税率	
		平成26年10月1日以後 令和元年9月30日まで に開始する事業年度	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度
均等割 (※1)	1 イ 公共法人及び公益法人等 □ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人及び一般財団法人（いずれも非営利型法人を除く） ニ 資本金の額または出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社及びイからハまでに掲げる法人を除く） ホ 資本金等の額（※2）を有する法人で資本金等の額が1千万円以下である法人	年額 21,000円	
	2 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	年額 52,500円	
	3 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額136,500円	
	4 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額567,000円	
	5 資本金等の額が50億円を超える法人	年額840,000円	
法人税割		法人税額×3.2%（4.0%） （※3）	法人税額×1.0%（1.8%） （※3）

（※1）平成20年4月1日以後に開始する事業年度分から森林環境税（県税）として標準税率に5%相当額が加算されています。（森林環境税についてはP.17をご覧ください。）

（※2）「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は令和2年改正前法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（連結個別資本金等の額については、令和4年3月31日までに開始する事業年度に限る。）です。なお、保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額として政令で定めるところにより算定した金額です。ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」は、無償増資、無償減資による欠損填補を行い地方税法第23条第1項第4号の2の規定に該当する場合は、調整後の金額となります。また、この金額が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」に満たない場合は、「資本金等の額」は「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」となります。

- (※3) 法人税割の超過課税
昭和51年2月1日から令和9年1月31日までの間に終了する事業年度分について、法人税割の超過課税を実施しています。
〈対象となる法人など〉
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
②保険業法に規定する相互会社
③特定目的会社
④法人税割の課税標準となる法人税額(※)が年1,000万円を超える法人
⑤法人課税信託の引受けを行うもの
〈超過税率〉
平成26年10月1日以後に開始する事業年度「法人税額×4.0%」
令和元年10月1日以後に開始する事業年度「法人税額×1.8%」
※2以上の都道府県に事務所または事業所を有する法人については、関係都道府県に分割する前の法人税額です。

●申告と納税

法人等が自分で計算し、次のとおり申告と同時に納めることになっています。

申告の種類	申告と納税の時期
確定申告	●法人税に係る申告書を提出する義務がある法人……………事業年度終了の日から2か月以内 ●残余財産の確定した日の属する事業年度(※1)…残余財産の確定した日の翌日から1か月以内と残余財産の最終分配の前日のいずれか早い日 ●均等割だけを課税されるもの……………4月30日 (※1) 通算法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合、その事業年度終了の日から2か月以内
中間申告	●事業年度が6か月を超える法人(※2)……………6か月を経過した日から2か月以内 ただし、以下の法人は、この申告をする必要はありません。 ・均等割だけを課税されるもの ・所得を課税標準とする法人で、法人税の中間申告義務がない法人 なお、通算親法人が協同組合等である通算子法人はこの限りではありません。 ・清算中の法人(通算子法人の県民税は除く) (注) 法人課税信託である場合、仮決算に基づく中間申告はできず、前年度実績による予定申告のみとなります。 (※2) 通算法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度が6か月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後6か月を経過した日において通算親法人との間に通算完全支配関係がある法人

●分割基準

2以上の都道府県に事務所または事業所を持っている法人は、従業者の数によって、関係都道府県ごとに法人税額を分割し、その分割額を課税標準として法人税割額を算出します。

県民税利子割

●納める人

県内に所在する金融機関等の営業所を通じて、利子等の支払を受ける者

※平成28年1月1日以後に支払を受ける利子等については、個人のみとなります。

☆利子等とは？

公社債、預貯金の利子のほかに、抵当証券、相互掛金、金投資口座、一時払養老保険等の金融類似商品の収益も含まれます。

※平成28年1月1日以降、特定公社債等の利子等については、県民税配当割の課税対象となります。

特定公社債等とは、特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で公募のものをいいます。

●納める額

支払を受けるべき利子等の額×5%（この他に、所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315% かかります）

●非課税となるとき

種 類	非課税限度額 (元本または額面)	対 象 者
マル優(少額貯蓄非課税制度)	350万円	遺族基礎年金の受給者である被保険者の妻、寡婦年金の受給者、身体障害者手帳の交付を受けている人など
特別マル優(少額公債非課税制度)	350万円	
財産形成住宅貯蓄	合わせて550万円	55才未満の勤労者(勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に限る)
財産形成年金貯蓄		

※この他にも所得税法等において非課税とされている利子等があります。(こども銀行の預貯金の利子など)

●申告と納税

金融機関等が利子等の支払の際に徴収し、翌月10日までに申告と同時に納めることになっています。

●都道府県間の清算

県民税利子割は、金融機関等の口座所在地の都道府県に税を納入する仕組みとなっています。

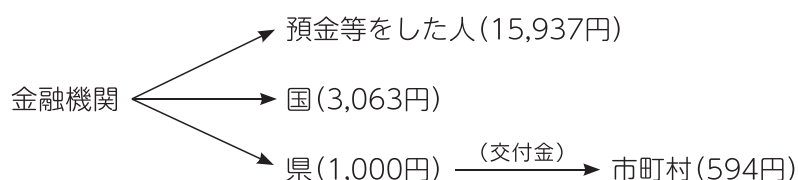
令和8年度から、インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、その仕組みを維持しつつ、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に清算を行います。

●市町村への交付

県に納められた県民税利子割のうち、59.4% が県内の市町村に交付されます。

●税額を計算してみましょう

20,000円の利子がついた場合は次のようになります。



森林環境税（県税）

森林は、水を蓄え、土砂災害を防止するなど、私たちに多くの恵みをもたらす「県民共有の財産」です。福岡県では、森林を健全な状態で次世代へ引き継ぐため、平成20年4月から福岡県森林環境税を導入しました。

県民の皆さんに納めていただいた森林環境税は、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策や、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策に役立てられています。

●納める人

県民税均等割を納める方

●納める額

個人………年500円

法人………従来均等割額の5% 相当額（年1,000円～ 40,000円）

※上記金額を従来のそれぞれの均等割額に加算

●森林環境税の使いみち

【森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策】

- 荒 廃 森 林 の 整 備：市町村が実施する強度間伐、侵入竹伐採、作業路開設等の森林整備を支援します。
- 間伐実施体制の構築：自伐林家を育成するための技術研修を実施するとともに、林業研究グループによる自伐用機材の導入等を支援します。
- 松くい虫防除対策：市町が行う被害木の伐倒駆除対策や薬剤散布等の予防対策を支援します。

【森林を守り育てる気運の向上に向けた施策】

- 森林づくり活動の公募：県民の皆さんが自ら企画・立案し、実行する森林づくり活動を支援します。
- 展 示 林 の 整 備：市町村が行う展示効果の高い森林の整備を支援します。
- 森林の重要性の情報発信：県民の皆さんに様々な機会や媒体を通じて、森林に関する情報を発信します。
また、森林環境税による事業実績等をわかりやすく公表します。



詳しくは、<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keepforest.html> をご覧ください。

森林環境税の使いみちに関するお問い合わせは、福岡県農林水産部林業振興課(TEL: 092-643-3536)まで

※森林環境税(国税)の創設について

個人については上記の森林環境税(県税)とは別に、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税(国税)が創設されました。令和6年度から、個人住民税の納税義務者のうち県内に住所を有する者は、森林環境税(国税)を県民税及び市町村民税の均等割と併せて納めることとなっています(税額についてはP.7の(注1)をご覧ください)。

詳しくは下記の林野庁ホームページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html

